

議案第 9 3 号

## 東近江市税条例等の一部を改正する条例の制定について

東近江市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市税条例等の一部を改正する条例

(東近江市税条例の一部改正)

**第1条** 東近江市税条例（平成17年東近江市条例第68号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の2に次の1項を加える。

3 前2項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(東近江市国民健康保険条例の一部改正)

**第2条** 東近江市国民健康保険条例（平成17年東近江市条例第162号）の一部を次のように改正する。

附則第1条の5中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(東近江市介護保険条例の一部改正)

**第3条** 東近江市介護保険条例（平成17年東近江市条例第164号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則中第11項を第12項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定による適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

(東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

**第4条** 東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（平成17年東近江市条例第220号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項の規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

（東近江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

**第5条** 東近江市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東近江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の各条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。